

食品安全委員会（第641回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成29年3月7日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤	洋	（委員長）
山添	康	（委員長代理）
吉田	緑	
山本	茂貴	
石井	克枝	
堀口	逸子	
村田	容常	

3. 議事

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の清涼飲料水のヒ素の試験法からのグットツァイト法の削除
（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき及び食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1案件
食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について
（厚生労働省からの説明）

（3）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- (4) 農薬専門調査会における審議結果について
- ・「クロラントラニリプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「フルチアニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「プロシミドン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「キャプタン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「フェンキノトリオン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「フロメトキン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ホルペット」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「メピコートクロリド」に係る食品健康影響評価について
- (6) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- (2-1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- (2-2) 食品健康影響評価について
- (2-3) 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正に係る食品健康影響評価の依頼等について
- (3-1) 添加物専門調査会における審議結果について＜添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針＞
- (3-2) 添加物専門調査会における審議結果について＜加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方＞
- (4-1) 農薬専門調査会における審議結果について＜クロラントラニリプロール＞
- (4-2) 農薬専門調査会における審議結果について＜フルチアニル＞
- (4-3) 農薬専門調査会における審議結果について＜プロシミドン＞
- (5-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜キャプタン＞
- (5-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜フェンキノトリオン＞
- (5-3) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜フロメトキン＞
- (5-4) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜ホルペット＞
- (5-5) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜マンジプロパミド（第4版）＞
- (5-6) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜メピコートクロリド＞